

## 「光風会 基本理念」

社会福祉法人光風会は、知的障がいをもつ利用者が必要とする福祉サービスを提供するとともに、地域における福祉活動の拠点としての役割を担うため、次の考えにたって施設運営を行ないます。

「施設の主人公は利用者である」を基本として、健康かつ安全で安心して快適な生活を保障するとともに、利用者さん個々の 人格を尊重し 人間性あふれる豊かな心を育みます。

年齢や障がいの状態に応じた適切な支援を行ない、個々の 能力と個性をのばし、社会参加に必要な、自立支援を実践します。

地域や関係諸団体との連携を深め施設における事業の充実及び地域福祉の進展に寄与します。

光が放つ温もりと

風が運ぶ心地よさ

- ・ 人権とは、人間としての権利であり、誰もが個人として尊重されなければならない。憲法においても、「基本的人権は、侵すことができない永久の権利として保証される。」としている。
- ・ すべての人間は、生まれながらにして尊厳と権利については平等である。何人も人権は保障されるべきであり、人権無視や軽蔑等による差別は、どんな場合でも決して許されるものではない。
- ・ 福祉の仕事を目指し、特に知的障害をもつ人達の援助にたずさわる職員は、常に鋭い人権感覚を持つとともに、次の視点から自分の意識や行動を認識する必要がある。
  - ① 利用者1人ひとりを、かけがえのない存在として大切にしているか。
  - ② 利用者の障害の状態、行動、性格、性別、年齢等で差別をしていないか。
  - ③ 自分の感情や都合で、利用者の考えや行動を規制していないか。
- ・ 私たち職員は「人権」を仕事の基本にすえ、日常業務の中で次の事項を実践することに努める。

## 第1. プライバシーの保護

- 1、利用者の生い立ち、障害や行動の状況、家庭環境等の情報を他に漏らすことはしない。
- 2、利用者等の情報を外部に提供する場合がある場合は、上司の承認、決裁を得てから行う。
- 3、利用者等にかかわる資料は、外部の目に触れないように管理または廃棄する。

## 第2. 自己決定権の尊重

- 1、利用者が自分のことを自ら決定したことは尊重する。
- 2、一方的に考えを押し付けることや、命令することはしない。
- 3、常に利用者の声に耳を傾け、可能な限りの希望を入れてやる。
- 4、自己決定に悩んでいるときは、その人の立場に立って適切な助言をする。
- 5、利用者が必要としていることや、知りたい情報はいつでも提供する。

## 第3. 適切な呼称

- 1、利用者に対しては、年齢に応じた呼称を用いる。
- 2、どんな場合でも、「呼び捨て」や「あだ名」で呼ぶことはしない。
- 3、職員相互での「先生」呼びはしない。

## 第4. 高圧的・乱暴な言動の禁止

- 1、嘲笑、からかいの言葉や卑下した態度はとらない。
- 2、注意するときでも、命令的、乱暴な言葉で叱ったりしない。
- 3、社会通念に反する下品な言葉や隠語等は口にしない。
- 4、高圧的な態度になく、常に対等な立場で誠実に接する。

## 第5. 体罰等の禁止

- 1、利用者に対しては、どんな理由があっても体罰はしない。
- 2、利用者の肉体的・精神的苦痛（嫌いなこと、嫌がること）を伴うことはしない。

## 平成 26 年度事業計画

障害者総合支援法が施行され、1 年が経過しました。この間、6 月には「障害者差別解消法」（平成 28 年 4 月 1 日施行）も成立。これにより、「障害者権利条約」が 1 月 20 日に批准され 2 月 20 日から効力を発することになりました。

施行が先延ばしされていた、「重度訪問介護の対象拡大」や「ケアホームのグループホームへの一元化」、「障害支援区分」、「地域移行支援事業の対象拡大」が実施されます。とりわけ、グループホーム・ケアホーム一元化による夜勤対応と宿直対応による報酬格差は、法人の事業運営に大きな影響を及ぼしかねず、今後、国の対応に注視が必要です。

光風会では、計画相談支援事業所も本格的に始動、のぼら園及びグループホーム利用者の計画相談が順次行われています。今後、利用者全員の計画立案を行っていきます。

すみれ園の加齢児対策として、「グループホーム」の開設に向けて準備を進めていたところ地域の住民の方から「土地を有効に活用したい」という申し出があり光風会の近くの場所に候補地を獲得する予定です。事業認可された場合、「のぼらホーム」という名称で新たな体制で女性 5 名・男性 5 名の 2 ホームを開設し運営していきます。

従来の入所中心から、地域を巻き込んだ事業への転換、障害者の地域での生活に重きを置いた事業へ大きく舵を切っていきます。

計画相談の基本方針に示されているように、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮し、利用者の心身の状況、置かれている環境に応じて、その人の人生設計と一緒に考えていけるように努力します。

また、居宅介護の事業を開始、地域で生活されている方の、余暇支援の拡大や通院業務にヘルパーを派遣する等、移動支援を主体にした事業を展開していきます。

東日本大震災から 3 年が経過し、記憶が消えていく状況の中、今一度、大震災を含む、自然災害に備えた防災避難計画をつくり、非常食、発電機などの非常時災害備蓄品を整備します。生活用水確保のための井戸の調査等も行い、入所者、職員の安全・安心に向けた事業を実施します。職員の配置転換等、どの事業でも通用する人材育成に力を入れ、そのために必要な教育、研修も実施していきます。

### I 法人の重点目標と取り組み

#### 1、利用者の安心・安全の確保

- (1) 支援者の危機管理意識の向上
- (2) 職員体制の見直し（国基準・横浜市基準の遵守）
- (3) グループホームの防災対策の強化

- 2、生活の質の充実
  - (1) 建物内備品の更新
  - (2) 衣食住の充実（寝具類の清潔、食堂環境の整備）
- 3、利用者の地域移行の推進
  - (1) 児童施設の加齢児解消
  - (2) 「のぼらホーム」の開設
- 4、地域で生活する障害児・者の支援
  - (1) 横浜市日中一時支援事業（放課後児童預かり）の運営・維持
  - (2) 日中支援事業の定員増
- 5、職員の専門性の向上
  - (1) 研修制度と人材育成（サービス管理責任者の育成）
  - (2) 人権・権利擁護に対する意識向上
- 6、社会福祉法人としての使命遂行
  - (1) 地域住民との交流
  - (2) 災害時の福祉避難所としての機能強化

## Ⅱ 光風会の事業形態

- 1、障害者支援施設「のぼら園」（生活介護 50 人・施設入所 50 人）  
短期入所 4 人
- 2、障害児施設「すみれ園」（30 名）  
短期入所 1 人  
横浜市一時事業スマイルクラブ（学童保育 6 人）
- 3、多機能型事業所「工房ごんた村」（生活介護 14 人・生活訓練 6 人）
- 4、共同生活援助事業所「光風」（7 ホーム・定員 36 人）
- 5、光風会相談センター「光風」（指定計画相談支援事業）  
（地域移行支援・地域定着支援）

### 【平成 26 年度予定事業】

- 1、光風会ヘルパーステーション（居宅介護事業・重度訪問介護事業  
行動援護事業・移動支援事業）
- 2、共同生活援助事業所「のぼらホーム」2 ヶ所（常勤職員配置）
  - ・男性ホーム定員 5 人
  - ・女性ホーム定員 5 人

## 平成 26 年度 のばら園事業計画

### のばら園重点目標

- 利用者一人一人の生活の質の向上をめざし、生活環境の整備、改善を図ります
- 誰もが、地域の中で自分らしく、安心して生活をしていけるための支援を行います
- 地域との交流を図り、地域の中の施設としての使命、役割を遂行します
- 利用者一人一人の尊厳と権利を尊重し、利用者主体を基本としたサービスの提供に努めます
- 豊かな人間性、専門性、使命感、高いスキルを持つ職員の育成をめざし、より質の高いサービスの提供に努めます

### 主な事業

- ①入所支援
- ②生活介護事業
- ③短期入所、日中一時事業
- ④共同生活援助事業「のばらホーム」 開設準備、開設

### 取り組み内容

- 生活の質の向上、生活環境の改善
  - ①特性、ニーズにあわせた支援の提供、個々の暮らしやすさをめざし、「住み分け」、「支援体制の見直し」を行なう
  - ②衣・食・住の充実
    - リネン類全般リース実施、食堂テーブル、いす購入
  - ③入所支援・生活介護一体となり利用者の豊かな生活の実現をめざす
- 地域移行の推進
  - 「のばらホーム」開設に向けて、主任を中心に準備をすすめていく
- 地域との交流、連携
  - ①短期入所、デイサービス受け入れを積極的に行う。
  - ②地域とのつながりを大切にした活動を展開する
- 権利擁護への取り組み
  - ①人権擁護委員会を設置。人権擁護、虐待防止についての啓発や指摘を行い職員の人権意識の向上を図る。
  - ②毎月「人権会議」実施。日常業務、自身の支援を振り返る機会とする
- 職員のスキルの向上
  - ①職員の育成を法人としてサポート、フォローしていくシステムの構築
  - ②職員研修を計画的に行い、職員個々のスキルの向上を図る

のぼら園 利用者状況

平成 26 年 4 月現在

施設入所支援事業（定員 50 名）

| 男性  | 女性  | 合計  |
|-----|-----|-----|
| 3 0 | 2 0 | 5 0 |

| 年齢別 | 20～ | 30～ | 40～ | 50～ | 60～ | 70～ | 合計  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 男性  | 4   | 1 1 | 1 2 | 2   | 0   | 1   | 3 0 |
| 女性  | 4   | 4   | 5   | 6   | 1   | 0   | 2 0 |
| 合計  | 8   | 1 5 | 1 7 | 8   | 1   | 1   | 5 0 |

| 在籍年数 | 0.5～ | 1 年～ | 2 年～ | 3 年～ | 5 年～ | 10 年～ | 15 年～ | 合計  |
|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-----|
| 男性   | 0    | 1    | 0    | 1    | 5    | 0     | 2 3   | 3 0 |
| 女性   | 1    | 1    | 0    | 1    | 5    | 2     | 1 0   | 2 0 |
| 合計   | 1    | 2    | 0    | 2    | 1 0  | 2     | 3 3   | 5 0 |

| 区分 | 区分 1 | 区分 2 | 区分 3 | 区分 4 | 区分 5 | 区分 6 | 合計  |
|----|------|------|------|------|------|------|-----|
| 男性 | 0    | 0    | 0    | 7    | 8    | 1 5  | 3 0 |
| 女性 | 0    | 0    | 3    | 1    | 2    | 1 4  | 2 0 |
| 合計 | 0    | 0    | 3    | 8    | 1 0  | 2 9  | 5 0 |

生活介護事業（定員 50 名）

| 男性  | 女性  | デイ          | 合計  |
|-----|-----|-------------|-----|
| 3 0 | 2 0 | 6 (男 1・女 1) | 5 6 |

| 年齢別 | 20～ | 30～ | 40～ | 50～ | 60～ | 70～ | 合計  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 男性  | 4   | 1 2 | 1 2 | 2   | 0   | 1   | 3 1 |
| 女性  | 5   | 5   | 7   | 6   | 2   | 0   | 2 5 |
| 合計  | 9   | 1 2 | 1 9 | 8   | 2   | 1   | 5 6 |

| 区分 | 区分 1 | 区分 2 | 区分 3 | 区分 4 | 区分 5 | 区分 6 | 合計  |
|----|------|------|------|------|------|------|-----|
| 男性 | 0    | 0    | 0    | 7    | 8    | 1 5  | 3 0 |
| 女性 | 0    | 0    | 3    | 1    | 2    | 1 4  | 2 0 |
| デイ |      |      | 1    | 1    | 1    | 3    | 6   |
| 合計 |      |      | 4    | 9    | 1 1  | 3 2  | 5 6 |

## 平成 26 年度 施設入所支援事業 支援計画

### I 基本理念

『その人（個々）らしい生活』

利用者個人を主体とし、個々の障害特性を理解し寄り添い、健康且つ安心・安全に生活が送れるように支援・配慮します。

ご本人のニーズを聴き取り・くみ取り、意思決定の実現できるように支援・配慮していきます。

『ゆとりのある生活』

利用者の生活の基盤を確立し、時間に追われることない生活環境を提供します。

### II 支援方針

個別支援計画に基づき、ご本人のストレングスに着目し、できること、得意な事、好きな事を伸ばしながらご本人の希望する生活の実現をめざす。

### III 支援内容

#### 1. 生活支援

(1) 身辺処理の支援、及び日常生活に必要な支援を行う

（食事・排泄・入浴・洗面・着脱衣・整容等）

(2) 余暇支援

本人の希望に添えるよう、活動内容を検討し提供する。施設外での活動を通し、社会的ルールやマナーを体験し身につける。

（買い物・外食・散歩・カラオケ・日帰り旅行・宿泊旅行等）

(3) 生活環境整備

快適な生活をおくるための支援を行なう

（清掃・衣類管理・修繕・日用品や生活必需品、嗜好品の購入、補充等）

(4) 対人関係、コミュニケーションの支援

個々の障害特性や性格をとらえ、利用者間の関係や環境に配慮する。また、自己表現や意思表示を引出し(汲みとり)、尊重する。

(5) 健康管理の支援

看護師と連携し、健康の維持促進をはかる。日頃から個々の状態、様子をきめ細かく観察し、変化に対して速やかに対処する知識とスキルを養う

(6) 地域生活にむけた支援

障がい者総合支援法の目的である「日常生活及び社会生活を総合的に支援する」という精神に基づき、地域生活のための生活技術の習得を支援する

## 2. 家族支援

- (1) 家庭、園との連携を図り、個々の安心できる暮らし、豊かな生活を支える
- (2) 本人、家庭の状況にあわせて、家族との良好な関係構築を支援する
- (3) 家庭との情報の共有を密に行なう
- (4) 家族の相談、苦情に対して速やかに、誠意をもって適切な対処を行なう

## 3. 健康及び衛生管理

- (1) 嘱託医による定期健康診断(精神科月 1 回 内科月 2 回)
- (2) 定期健康診断(9 月)・個別健康診断・職員健康相談
- (3) 歯科指導：歯科検診(6 月・9 月・2 月) 訪問診療(月 1 回)
- (4) 通院による検診
- (5) ぎょうちゅう検査(3 月・9 月)
- (6) インフルエンザ予防接種(11 月)
- (7) 散髪(月 1 回)

## 4. 地域支援

- (1) 短期入所の受け入れ  
地域支援室との連携、調整を図り情報の共有、受け入れ態勢整備に努める
- (2) 法人グループホームのバックアップ施設として、地域支援室と連携を図り地域生活を支える

## IV リスクマネジメント・防災対策

### 1. リスクマネジメント

- (1) ヒヤリはっと事例報告の定着を図り、毎月の寮会議、支援会議において情報の共有、危機意識の共有をはかるとともに検証及び改善を図る
- (2) 個々の障害特性、行動特性に対し十分な理解と配慮、共有を図る
- (3) 利用者への身体拘束、行動抑制は行わない。ただし利用者の安全を守る上でやむを得ない場合は、行動支援計画書の作成等所定の手続きに従い、ご家族への説明、了解、福祉事務所への報告を厳守する

### 2. 防災対策

- (1) 防災訓練・避難訓練・炊き出し訓練・消火訓練(年 4 回以上)
- (2) 消防署による防火総合訓練(年 1 回以上)
- (3) 地域防災訓練(3 者協定による合同訓練他)
- (4) 防火管理部会の開催と防火設備の自主点検(毎月 1 回)
- (5) 消防設備等の法定点検(年 2 回)

## V 職員研修

- (1) 職員研修実施要綱に基づき、職員の資質向上、及び、利用者に対する生活援助・支援技術の習得を図る為の各種研修会への参加強化(人権研修・内部研修・外部研修・講師による研修)
- (2) 職員スキルアップの為の通信教育(知的障害者支援専門員、社会福祉主事資格認定講習)
- (3) 職員面談、会議などを通して支援者としての知識や技術の習得、向上、人材育成を図り、のばら園全体のスキルアップを目指す。

## VI地域関係団体との連携

- (1) 保護者会との連携を図る。保護者会（月１回）・合同行事（餅つき・納涼祭・フィエスタ他）
- (2) 地域との交流活動。地域清掃活動・バザー、その他地域行事への参加、環境設備の貸し出し等
- (3) ボランティアの受け入れ。各種行事・清掃・生活支援及び作業活動補助
- (4) 実習生の受け入れ（福祉系大学・短大・専修学校・行政）

## VII 主な日課

| 時刻 | 6:00                  | 7:00      | 9:00                | 12:00 | 15:00 | 17:45            | 19:00 | 20:00    | 21:00 |
|----|-----------------------|-----------|---------------------|-------|-------|------------------|-------|----------|-------|
| 内容 | 起床                    | 朝食        | 平日                  | 昼食    | 入浴    | 夕食               | 入浴    | 就寝<br>準備 | 消灯    |
|    | 着替え<br>洗面<br>整容<br>排泄 | 歯磨き<br>排泄 | 生活介護事業              |       | 余暇    | 歯磨き<br>排泄<br>着替え | 余暇    |          |       |
|    |                       |           | 休日                  | 昼食    | 入浴    |                  |       |          |       |
|    |                       |           | 余暇支援<br>ドライブ・散歩・買い物 |       |       |                  |       |          |       |

# 平成26年度 障害者支援施設のばら園 生活介護事業支援計画

## I:基本理念

地域社会への参加を促進する為、日中活動と合わせ、食事・排泄及び入浴等の充實的支援を行なう。また、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通して利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし適切な支援を行なう。

- ・一人ひとりが持つ個性や力を信頼し、生活の中で主体性を尊重した支援
  - ・関係機関と連携・協力し、健康管理と維持促進を図る支援
  - ・地域社会と繋がりを持って生活していける支援(社会貢献活動・外部機関との連携活動)
- ※「施設の中で完結しない支援」を目指しながら取り組んでいく

## II:実施日

毎週、月曜日～金曜日 9:00～15:00。

※通所利用者:祝日・夏期休暇・年末年始はお休みとなります。

※入所利用者:祝祭日も算定されます。(1月1日(元旦)のみ換算されません。)

※

夏季期間: 8月 11日(月)～ 8月 15日(金)

年末年始: 12月 29日(月)～ 1月 2日(金)

| 通所者 | 稼働日数 | 4月  | 5月  | 6月  | 7月 | 8月  | 9月 |
|-----|------|-----|-----|-----|----|-----|----|
|     |      | 21  | 20  | 21  | 22 | 16  | 20 |
|     |      | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月  | 3月 |
|     |      | 22  | 18  | 19  | 19 | 19  | 22 |
|     |      |     |     |     | 総数 | 239 |    |

| 入所者 | 稼働日数 | 4月  | 5月  | 6月  | 7月 | 8月  | 9月 |
|-----|------|-----|-----|-----|----|-----|----|
|     |      | 22  | 22  | 21  | 23 | 21  | 22 |
|     |      | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月  | 3月 |
|     |      | 23  | 20  | 23  | 21 | 20  | 22 |
|     |      |     |     |     | 総数 | 260 |    |

## III:主な日課

| 日 課   |      | 日中活動 |       |       |       | 昼食    | 日中活動  |       |       |       |
|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       |      | 9:00 | 10:00 | 11:00 | 11:30 | 12:00 | 13:00 | 13:30 | 14:00 | 15:00 |
| 星 班   | 口腔ケア |      |       |       |       |       |       |       |       |       |
|       | 社会体験 |      |       |       |       |       |       |       |       |       |
|       | 入浴   |      |       |       |       |       |       |       |       |       |
|       | 通院   |      |       |       |       |       |       |       |       |       |
|       | 身辺処理 |      |       |       |       |       |       |       |       |       |
|       | 機能訓練 |      |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 虹 班   |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 日帰り旅行 |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |

※項目に網掛けがある箇所では提供

□通所者送迎あり:境木・保土ヶ谷町・初音ヶ丘・今井町・仏向町方面

□引き継ぎは、9:30、12:00開催

□日帰り旅行は年間計画に沿って施行

#### Ⅳ:各活動班の具体的な活動内容

##### 虹 班

###### 【生産活動】

労働的主張を色濃くするのではなく、その人個人が生きがい・社会参加・自己実現を充足できる活動を提供する。

- ①農園芸
- ②アクセサリー作り
- ③咲織
- ④絵画
- ⑤名刺作り
- ⑥販売
- ⑦広報活動

###### 【レクリエーション】

ボランティア・各種講師を招き専門的知識の指導により、趣味・娯楽の領域を拡大させる。

- ①おやつ作り  
作る事、食べる事の楽しみを目的とする。※買い出しや調理工程などを実際に見て体験する。
- ②四季に合わせた行事  
お花見、プール、紅葉、初詣等を通じ、四季を体感できる活動行事を年間計画として策定する。

###### 【社会貢献活動】

地域の一員として、保土ヶ谷の活性化に貢献して行けるような活動を提供する。また、地域住民との豊かな人間関係のある「社会参加」によって「生きている」と実感できる活動を目的とする。

- ①区内環境整備
- ②最寄バス停付近の花壇設置及び管理

###### 【施設整備事業】

虹班の施設整備事業の一環として、公用車清掃を法人より委託依頼を受ける事により、清潔且つ衛生の保持を保つ。また、法人からの収益を得る事により利用者工賃乃至は娯楽促進の充実を図

##### 星 班

###### □機能訓練担当

###### 【マッサージ】

指圧・マッサージ器具を活用しながら、神経の反射作用で各部位の機能を回復させ、且、血液の循環を促し、全身の老廃物を排出させ、疲労回復・精神安定に繋げる。

○主なマッサージ種

・ボディーマッサージ ・リンパマッサージ ・アロママッサージ ・足浴 ・柔軟運動

###### 【スノーブレン】

心地よい空間を作る為、ぼんやりとした間接照明の光や静かな音楽を流し、リラクゼーション効果を促進できる環境設定を行ない各利用者に提供する。(『光の部屋』『風の部屋』)

###### 【軽運動】

QOLの向上を図る健康的・幸福的環境を習得する。

○ウォーキング

午前活動を中心にホール内を30分間実施。適度な時間をかけ、歩行することにより、筋力の維持・向上に繋げ、肥満・不眠症等の予防・解消を図り、生活リズムを獲得する。

○散歩

運動不足の解消を図ると共に、外気浴を通じて、寒暖を感じることで季節の認識を促す。

### 【他機関共同活動】

外部講師を御招きし専門知識を基に音楽を取り入れた活動を提供。それに伴い、趣味・娯楽の促進を図ると共に、メンタル的・身体的能力の維持、向上へと繋げる。（サービスを過剰に抱え込まずに地域の他の事業所や機関と連携して地域力を高める。）

## □生活担当

### 【身辺処理】

生活領域で不十分な身辺処理を、入所事業・家庭・医務との連携を調整し、充実した支援を心掛け健康管理を習得する。

○主な身辺処理

・髭剃り ・爪きり ・耳掃除 ・口腔ケア

### 【社会体験】

休日余暇だけでなく、平日でも外出支援を提供し娯楽の向上を図ると同時に、生活介護事業利用者の方でも地域参加に視野を延ばしGH移行に向けた取り組みの強化を図る。

※年間計画に沿って施行

### 【入浴支援】

日中活動内での入浴を実施し、利用者がリラックスし入浴できるよう適正な時間間隔と人数を念頭に置き職員は支援を行なう。（13:30～16:00）

## 平成26年度 すみれ園事業計画

すみれ園の重点目標【詳細は、支援計画に付記】

### ○利用者の安心・安全の確保について

(職員の危機意識・支援連携の強化＝標語化)

- ・勤務職員しか! 児童の安全確保はできない。
- ・児童は、勤務職員に身の安全を託している。常に忘れない
- ・事故防止は、所在の確認から。

### ○生活の質の充実

(日常活動をどの様に充実させるか)

- ・職員は、行動を起こす前に、必ず!! 児童の了解をとること!!
- ・生活支援とは、児童に手をあげたり! 暴言を発する行為ではない!!

### ○食事サービスの充実

- ・食物を大切にする心を育てる(苦手な物は、事前に軽減＝捨てる行為を軽減)
- ・食堂外での食事の楽しみを増やして行く。(野外バーベキューなど)

### ○入所者の地域移行について

【国の法制度平成24年4月の児童福祉法改正による年齢に応じた児童施設の整備としてすみれ園は今後、児童施設としての障害児入所支援を継続し地域移行を目指します】

- ①児童福祉法改正＝児童施設の利用基本年齢18才迄・②18才以上の方は基本的に、障害者福祉サービス(障害者自立支援法を利用)を利用する。
- ・18才以上のこれまで生活されている入所者は障害者自立支援法により大人として地域移行(現在の施設での在所期間)の移行期間として30年3月迄に限り4月以降は、18才迄が児童施設入所の対象となる。
- ・具体的な移行は加齢児解消施策として、今後のばら園及び地域支援室との連携を中心に、障害者入所施設とグループホームを中心とした取り組みに向け、横浜市役所(①児童＝こども青少年局障害児福祉保健課②成人＝健康福祉局障害者支援課等)のバックアップを受け平成30年3月を地域移行期間の目安として進めて行きます。

### ○地域で生活する障害児への支援

- ・短期入所支援(宿泊を伴う)
- ・日中一時支援(宿泊を伴わない放課後)スマイル＝平日と長期休み期間

### ○職員の専門性の向上

- ・職員階層に伴う法人内職員育成研修との連動＝新任教育・サービス管理者の育成等
- ・職員面談等による職員育成＝(課題意識の確認・通信教育等による資格養成講習の実施・課題別研修の派遣など)
- ・児童施設における人権意識研修の設定  
外部講師による相談研修・職員によるテーマ研修の実施。

### ○社会福祉法人としての使命遂行

- ・地域住民との交流＝あいさつの励行・行事参加・施設内開放(物品の貸出等)
- ・災害時の避難拠点としての機能整備

## 平成26年度障害児施設(主に知的障害)すみれ園事業計画

- ・障害児施設が必要とする支援提供を次の通り事業計画に準じて実施します。  
18才未満の入所児童は児童福祉法による①措置児童と②自立支援法による契約児童の2つの制度で運用しています。
- ・平成24年度の児童福祉法改正により、18才以上の児童は、自立支援法の適用により大人として受給者証書(各区保健サービス課経由)を受け生活介護事業により、すみれ園内で個別支援計画に基づき日中活動を実施します。

### I 一 支援方針

厳守事項＝利用者には、常にやさしく誠実な態度で接する事。(就業規則第12条1項)

1 児童個々の障害特性に伴う情報について、職員間における共通理解の定着を図る。

児童の育成を図るために、身辺処理を基本に食事・衣類の着脱・排泄等生活に必要な技術を習得すると同時に家族並びに学校と連携を取り、高等部卒業後の進路支援中心に児童施設の役割として成人期までの通過施設として自立促進の支援を展開する。

(2) 支援形態＝すみれ園は29名+1名(空床型)＝30名の知的障害児入所施設

| グループ名 | 年齢・学年等  | 児童数 | 職員数        |
|-------|---------|-----|------------|
| ひかり   | 幼児～小学生  | 10名 | 5名(スマイル1名) |
| かぜ    | 中学・高等部  | 10名 | 5名         |
| そら    | 高等部～卒業生 | 10名 | 4名         |

### II 事業内容

ライフステージ(幼児期～成人期20才)を視野に入れた生活支援

■各発達期を踏まえ、個別目標を重視し本人が安心、安全に取り組める支援内容に努める。

1 幼児期＝発達の基礎を固める時期

- (1) 障害(つまづき)の状態に即した対応に努める。
- (2) 人との関わりを通して、安心感や意欲を重視した関係作りを目指す。
- (3) 生活リズム(食事：排泄：衣類：睡眠：遊び)の確立。

2 小学期＝学びと育つ環境を保障する時期。

(1) 育成歴による行動特性が既に定着化しやすい時期であるため人との関わりを中心にコミュニケーションのとり方など、育ちあう関係を大切にマナーやルールなどの理解を育てる。

(2) 身辺処理含めた生活経験の拡大(身だしなみ：交通機関の利用：買い物)

(3) 音楽療法士によるグループでのコミュニケーション活動を展開。

3 中学期＝様々な事に対して挑戦する時期(主に取り組む内容)

(1) 思春期(12才～20才位まで)を踏まえ、心と体の成長がアンバランスな時期を予測し、感情表現を受け止める事に重視し最終、自分で決めできる事は最後までやる。

(2) 身辺自立スキルの確立＝身だしなみ獲得の確認：コミュニケーション力の定着＝  
(あいさつ等；人とのかかわりを通しての役割の設定＝ほめられる：しかられる  
経験の蓄積)

(3) 余暇活動への参加＝プログラムへの取り組み（駅伝協議の参加・サッカー大会へ  
の参加・絵画・工作等）思春期への支援＝（男女間を含めた性教育の実施

#### 4 高校期＝将来の自分自身を作る時期（進路を意識する）

(1) 身辺自立スキルの最終確認（自分で、できることの確認）

(2) 共同作業による作品作り＋自活支援体験（生活訓練室での宿泊経験）

(3) 家族支援含めた進路懇談の設定

(4) 進路支援の具体化

①【成人施設＋プログラムの作成】

⑦成人施設訪問 ⑧グループホーム見学 ⑨卒業後、移行プログラム作成。

②【本人・家族・児童相談所・区福祉保健課・学校との連携を最重要項目として進め  
る】

⑦本人の意向と適正を基本に、作業所実習による進路先開拓の設定

⑧児童相談所との連携（18才迄の所管であるため）特に、高等部1・2年生を強化。

3年生は、進路先の見学等に家族フォローを依頼する。

(5) 卒業後＝18歳以上の利用者は、自立支援法に基づき独自の生活介護事業を実施し  
技術力の向上等移行先の開拓を強化する。【入所・グループホーム等】  
迄利用者等の施策を図る。

⑦成人入所施設の体験利用＝協議の上、区役所へ申し込む⑧在学中からの法人内また  
は、法人外のグループホーム利用日中活動の充実＝作業内容の開拓・生活施設  
の開拓（1人3回他事業所訪問予定）

#### ■すみれ園の重点目標【詳細について】

### Ⅲ—利用者の安全確保—重点項目との連動

#### 1 事故予防対策としての日常行動の確認

(1) 支援員の危機管理の徹底

①事故発生並びに苦情等の問い合わせについて＝すみれ園危機管理マニュアルに基  
づき、誠実な対応を遵守する。

②健康管理＝入浴時及び配慮児童のボディチェック＝帰省前と帰園後の徹底。日々観  
察。

③ひやりはっとの提出（事故予防の共有）⑦人権侵害防止⑧設備＝修繕箇所の確認⑨  
車両の定期点検

(2) 事故防止のための支援職員の対応力向上

①「定期的に、5月と10月＝支援会議で確認」法人内・救命措置（AED）定期講  
習。

②児童の人権（人格）を尊重する。児童個々に合わせた適切な支援の実行（暴言・強  
要禁止）

③ 25年度児童虐待防止委員会の設置を図り、権利擁護を推進。

④ ケースカンファレンスの強化と共有

⑦ 個々の個別支援計画に基づき、年齢ではなく本人の発達レベル（理解の状況・本人のペース）と障害特性に対する職員間の共通理解（児童を混乱させないために）定着のためのケースカンファレンス計画策定。支援計画＝家族確認。

④ 的確な所在確認「標語＝事故防止は所在の確認から」

所在＝人命（安否）＝障害の特性上、特段に配慮する児童含め安全確保を職員間で徹底。

#### IV－2 生活の質の充実（多面的な角度からの生活満足度・充実度・暮らしやすさ）

1 生活主体者である本人からの要求や本人の立場に近づいた生活の実現（本人の生活習慣や文化も考えつつ発展させて行く）

（1）生活における自己選択と自己決定の基礎を個々の児童と構築

2 生活支援サービスの充実

（1）すみれ園としての取り組み（児童が少しでも生活内容を選択・決定できる環境等の支援設定）

① 施錠の解除＝学習室② パソコン操作＝楽しみや作業技術に反映できる様に実施（1人30分）

② クラブ活動自己選択（個々の才能発見＝音楽：絵画：工作：勉強：映画鑑賞・スポーツ等）

③ こども会活動の発展（生活内容は、こども達の意見・要望・苦情を重視＝児童意見箱

④ 音楽療法教室の開催（音楽を通して豊かな表現力や自己統制力の拡大を図る）

⑤ 外部行事への参加＝サーフインスクール+写真展の参加・駅伝大会・障害者サッカー（助け合い・ルールの順守）

⑥ ボランティア導入に伴う学習等・余暇活動支援

3 食事サービスの充実

（1）すみれ園としての取り組み（児童自身が食生活内容を選択・決定できる環境等の支援設定）

① 食事＝こどもメニューの導入：園庭バーベキュー（年2回7－3月実施）グループ別調理。

② 食事環境＝段階的に、テーブル・椅子・食器等食環境の配置に着手。

③ 建物有効利用：多目的ホール＝平日＝空き状況確認＝ミニスポーツ等：19時－20時 土曜：日曜日＝映画鑑賞

#### V－施設入所者の地域移行

すみれ園進路対策

（1）18才未満は、児童相談所及び高等部2年生から住所区保健サービス課の連携強化。

- ・個々の児童＝年1人3回を目安に、施設やグループホームを見学して行く（家族含む）

## VI－地域で生活する障害者への支援（短期入所事業 A：スマイル＝放課後支援事業 B）

1 A＝困難家庭に対する家族の負担軽減

2 A＝利用期間の調整により本人の安定を図り、学校教育への支援も連動させる。

3 B＝スマイル（放課後支援事業）平日＝保土ヶ谷養護学校等の学童への放後支援実施。

## VII－職員の専門性の向上（研修内容の整備）重点項目との連動

専門職養成講座＝研修等への計画的派遣と資格取得促進

（1）職員の専門性＝育成研修計画の策定

①社会人としての㊦マナーと㊩チーム連携について

- ・年2回・講師による現場でのチーム観察

②知的障害の基本的理解と発達支援に関する研修計画の策定

③児童の発達レベルを重視した支援内容を構築し、適切な発達支援を全職員が提供できるように専門家の派遣による専門性の育成につながる研修計画を組む。

④児童の育ちに対する発達支援の強化（児童相談所小児科・保健師・発達心理士との連携）

2 内部研修の強化－経験年数や児童のニーズ（障害の多様化）を中心とした内容

（1）家族支援に対する支援技法の学び（事例検討会等・児童相談所ソーシャルワーカー）

（2）職務倫理（人権意識の高揚・リスクマネジメント・苦情解決）・毎月1回職員勉強会・第三者の参加による生活改善委員会の定期開催（よこはまふくしネット op 参加）

3 職員の高い人権意識の形成と適切な支援

（1）虐待防止委員会の設置に伴う職員レベルでの規範整備【外部講師の派遣】

（2）多様で複雑な課題のある児童期＝横浜市と連携を取り講師派遣により、児童虐待等学習含め、児童の人権・職務倫理など、情報統制の強化＝年2回企画・6月と2月

## VIII－生活環境整備

（1）－行事及びレクリエーション

4月＝お花見：5月＝こどもの日：7月七夕8月＝宿泊旅行：9月＝お月見会  
：12月＝クリスマス会 3月卒業生を送る会

※のばら園と合同行事：5月＝創立記念日10月＝フイエスタ（秋祭り）：1月＝餅つき大会

（2）－健康管理等

①看護師との連携による健康管理（感染予防）の増進と健康診断【児童・職員年2回】

②嘱託医による定期健診（精神科・内科とも月2回）

③定期健康診断（9月・3月）・入浴＝週3回（状況に応じシャワー対応実施）

④散髪（年6回を基本）・生活等の業者清掃・昆虫等の定期駆除

(3) ー災害対策

- ①避難訓練(毎月1回厳守・毎月第1土曜日消火含む訓練及び夜間・地域合同訓練実施)
- ②地域防災(町内会との合同訓練・病院及び地域住民との防災訓練)
- ③防火管理部会により災害対策及び防火器具等の点検実施

(4) ー実習生の受入

- ①社会福祉の専門職を目指す学生に対して研修の場を提供し就業に役立つよう指導する。
- ②年間を通して大学、短大、専門学校の実習生受入を定期的に行っている。

(5) ーよこはまふくしネットワーク会員活動参加

- ①月1回OP委員の訪問を受け、当該Yネット推進委員と連携し園生の+権利擁護と職員間の人権意識の高揚を目的としている。(Yネット交換研修により他事業所の人権を学ぶ)

## 平成 26 年度地域支援室事業

### I 事業内容

#### 1 工房ごんた村（生活介護事業 定員 14 名・生活訓練事業 定員 6 名）

##### （1）社会性と趣味を身に着け、地域生活が送れるよう支援します

利用者が可能な「作業」に従事し、生活の幅を広げるために「体験外出」を行い、社会のルールを身に着けます。また、音楽・運動・おやつ作りなどを行い、楽しみ（趣味）を持てるように支援します。

##### （2）グループホーム生活を目指す利用者を支援します

地域生活・グループホーム移行を目指す利用者への支援を行います。

#### 2 グループホーム光風（共同生活援助事業 7 ホーム 定員 36 名）

##### （1）7 か所のグループホームで障害者の地域生活を支えます。

##### （2）体験室を設け、グループホーム生活の体験や移行希望に応えます。

##### （3）グループホームの防災対策の強化、自動火災通報装置やスプリンクラー設置など、国の基準に沿った整備を実行します。

#### 3 光風会相談センター（相談支援事業）

##### （1）計画相談事業所として、主としてのばら園利用者、光風会グループホーム利用者、すみれ園卒園児の希望に寄添い、家族・後見人・福祉サービス事業者などの意見を聞き、サービス等利用計画を作成し、モニタリングを行います。

##### （2）地域相談事業所として、必要に応じて地域移行支援と地域定着支援を行います。

##### （3）身近な相談者として、障害者、家族、関係者などのよろず相談に応えます。

##### （4）法人が提供する短期入所事業や日中一時支援事業などの福祉サービス利用受付業務を行います。

#### 4 光風会ヘルパーステーション（居宅介護事業・重度訪問介護事業・行動援護事業・移動支援事業）

##### （1）地域生活を送る障害者の生活を支えるために居宅介護事業、重度訪問介護事業、行動援護事業、移動支援事業を開始します。

##### （2）グループホームの余暇活動を充実させるために、移動支援事業を活用します。

## 5 その他

県社協、市社協、区自立支援協議会、区作業所連絡会、区相談支援連絡会、グループホーム担当者会議、KCN（神奈川ケアマネジメントネットワーク）などに協力し、事業を円滑に実施するためのネットワーク作りを行います。

## II 職員体制

- ・室長 1 名
- ・主任 4 名
- ・支援員 常勤 4 名  
非常勤 34 名

## III 利用者障害程度区分（3/1 現在）

### 1 工房ごんた村

| 障害区分 | 1 | 2 | 3  | 4  | 5 | 6 | 計  |
|------|---|---|----|----|---|---|----|
| 生活介護 | 0 | 0 | 12 | 11 | 2 | 2 | 27 |
| 生活訓練 | 0 | 0 | 0  | 0  | 1 | 0 | 1  |
| 計    | 0 | 0 | 12 | 11 | 3 | 2 | 28 |

### 2 グループホーム光風

| 障害区分 | 1 | 2 | 3  | 4  | 5 | 6 | 計  |
|------|---|---|----|----|---|---|----|
| 光風   | 0 | 0 | 1  | 2  | 0 | 1 | 4  |
| 清風   | 0 | 0 | 3  | 1  | 0 | 1 | 5  |
| 春風   | 0 | 0 | 1  | 2  | 1 | 1 | 5  |
| 優風   | 0 | 0 | 1  | 2  | 1 | 1 | 5  |
| 蒼風   | 0 | 0 | 2  | 1  | 1 | 1 | 5  |
| 涼風   | 0 | 0 | 0  | 4  | 0 | 0 | 4  |
| 陽風   | 0 | 1 | 3  | 1  | 0 | 0 | 5  |
| 計    | 0 | 1 | 11 | 13 | 3 | 5 | 33 |

# 平成26年度資金収支予算書

平成26年4月1日

第1号様式  
(単位：千円)

| 勘定科目       |                                 | 25年度予算額 | 26年度予算額 | 増減      |
|------------|---------------------------------|---------|---------|---------|
| 経常活動による収支  | 収入                              |         |         |         |
|            | 自立支援費等収入                        | 504,645 | 495,999 | -8,646  |
|            | 措置費収入                           | 109,161 | 108,843 | -318    |
|            | 補助事業等収入                         | 48,174  | 55,636  | 7,462   |
|            | 経常経費補助金収入                       | 43,030  | 43,980  | 950     |
|            | 寄付金収入                           | 60      | 0       | -60     |
|            | 雑収入                             | 7,472   | 7,895   | 423     |
|            | 借入金利息補助金収入                      | 1,750   | 875     | -875    |
|            | 受取利息配当金収入                       | 1,463   | 1,460   | -3      |
|            | 経理区分間繰入金収入                      | 65,165  | 50,000  | -15,165 |
|            | 経常収入計(1)                        | 780,920 | 764,688 | -16,232 |
|            | 支出                              |         |         |         |
|            | 人件費支出                           | 442,835 | 465,483 | 22,648  |
|            | 事務費支出                           | 56,886  | 58,687  | 1,801   |
|            | 事業費支出                           | 123,220 | 133,284 | 10,064  |
|            | 借入金利息支出                         | 1,750   | 875     | -875    |
|            | 経理区分間繰入金支出                      | 65,165  | 50,000  | -15,165 |
|            | 経常支出計(2)                        | 689,856 | 708,329 | 18,473  |
|            | 経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)           | 91,064  | 56,359  | -34,705 |
| 施設整備等による収支 | 収入                              |         |         |         |
|            | 施設整備等補助金収入                      | 2,594   | 0       | -2,594  |
|            | 固定資産売却収入                        | 69      | 0       | -69     |
|            | 施設整備等収入計(4)                     | 2,663   | 0       | -2,663  |
|            | 支出                              |         |         |         |
|            | 固定資産取得支出                        | 4,802   | 2,356   | -2,446  |
| 財務活動による収支  | 収入                              |         |         |         |
|            | 借入金元金償還補助金収入                    | 22,549  | 22,549  | 0       |
|            | 財務収入計(7)                        | 22,549  | 22,549  | 0       |
|            | 支出                              |         |         |         |
|            | 借入金元金償還金支出                      | 23,749  | 23,749  | 0       |
|            | 積立預金積立支出                        | 50,000  | 45,000  | -5,000  |
| 財務活動による収支  | 支出                              |         |         |         |
|            | 財務支出計(8)                        | 73,749  | 68,749  | -5,000  |
|            | 財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)           | -51,200 | -46,200 | 5,000   |
|            | 予備費(10)                         | 0       | 0       | 0       |
|            | 当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10) | 37,725  | 7,803   | -29,922 |
|            | 前期末支払資金残高(12)                   | 204,600 | 242,325 | 37,725  |
|            | 当期末支払資金残高(11)+(12)              | 242,325 | 250,128 | 7,803   |